

**家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る連携事業者募集
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和 8 年 8 月 7 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 概要

(1) 件名

家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る連携事業者募集

(2) 条件等

別紙「家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る連携事業者 募集要項」（以下「募集要項」という。）の「4 再商品化等の条件」のとおり。

(3) 連携事業者の選定方法

公募型プロポーザルを実施し、連携事業者を選定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、募集要項による。

2 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を全て満たす法人格を有する団体とする。

なお、法人格を有する複数の団体からなるグループを構成して応募する場合は、代表団体を設定すること。

併せて、資格要件(1)から(6)については、グループを構成する全ての団体が満たすこととし、(7)については、グループを構成する団体のうち、いずれかの団体が満たしていればよい。ただし、(7)を満たす団体がいない場合は、グループを構成する団体が、(7)を満たす事業者（親会社）の子会社（親会社の出資比率が 51%以上）であり、かつ親会社にプラスチック事業経験のある常勤役員が勤務していること。

なお、同一の団体が複数のグループに属して応募する場合及びグループに属して応募している団体が並行して単独での応募を行っている場合は、応募を認めない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示日から審査結果の通知・公表までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為等、社会通念上ふさわしくない行為を行っている者でないこと。
- (6) 次の法令や条例等に該当する者でないこと。

ア 破産法の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者

- イ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っている者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - オ 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者
 - カ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 容リ協の「令和 8 年度プラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理事業者」にプラスチック製品を含む施設区分で登録されていること。

3 応募関係書類の配布方法

本市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) の総合トップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 8 年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードすること。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和 8 年 9 月 18 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 配布場所

広島市環境局業務部業務第一課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（広島市役所本庁舎 4 階）

電話番号 082-504-2219 FAX 082-504-2229

電子メール gyomul@city.hiroshima.lg.jp

4 応募申込書の提出

(1) 申込期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 4 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法

前記 3 「(2) 配布場所」の担当部署へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、配達証明付き書留郵便に限る。また、受付期間内必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 応募資格確認結果の通知

応募申込書一式を受理の上、審査後、令和 8 年 9 月 9 日（水）までに通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時 15 分まで

(2) 提出方法

前記3「(2) 配布場所」の担当部署へ電子メールにより提出し、提出後に必ず電話で到達の確認をすること。

(3) 回答方法

本市ホームページに、令和8年8月28日（金）を目途に掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 受付期間

応募資格確認結果の通知日から令和8年9月18日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

前記3「(2) 配布場所」の担当部署へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、配達証明付き書留郵便に限る。また、受付期間内必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

7 審査

(1) 審査体制

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・質疑応答を踏まえ、あらかじめ定めた連携事業者の選定基準に従い、家庭系プラスチック選別・再商品化等に係る連携事業者募集プロジェクト審査委員会において審査する。

(2) 審査方法等

募集要項による。

(3) 審査結果の通知

連携事業者の決定後、速やかに応募者全員に書面にてその結果を通知する。

8 その他

その他の詳細は募集要項による。